



## 保育園における投薬の取り扱いについて（保存版）

net

保育園は健康な子供たちの集団生活の場であることや、投薬が医療行為とみなされることにより、今までは原則的に、職員による園児に対する投薬の取り扱いを行わないこととしておりましたが、医師の指示でやむを得ず保育時間中の投薬が必要となる場合、または、保護者による投薬が困難な場合に限り、下記により投薬の取り扱いを行うこととします。

保育園での投薬につきましては、お子様の健康を守るために慎重に対応していきたいと考え、医師と相談の上、なるべく朝と夕の2回服用にご協力をお願いいたします。

### 1・投薬の依頼について

- 事前に医師と相談し、保育園での投薬がどうしても必要と医師の指示があった場合に限り依頼するようにしてください。
- 坐薬および解熱剤や吸入薬は、薬の性質から保育園での投薬はできません。
- 「**投薬依頼書**」に必要事項を記入の上、薬とともに保育園に提出してください。  
同じ薬の投薬する場合、投薬依頼書の内容は5日分まで有効とします。それ以上続く場合は再度依頼書の提出が必要です。



### 2・投薬する薬について

- 医師から処方された薬のみとし、市販薬や自家製の薬は投薬できません。
- 1回分を持参してください。（外用薬は1回量でなくてもお預かりします。）
- 薬はジュースやミルクに溶かさず、粉末は分包のまま、シロップ等の水薬は1回分を取り分け混ぜずにお持ちください。
- 薬を入れた容器や袋には、必ず、お子さんの名前を書いてください。
- 以前に処方されて残っていた薬や、兄弟姉妹の薬などは投薬できません。

### 3・投薬依頼に係る確認について

- 熱や食欲、下痢の有無、機嫌や顔色の良し悪し、前夜からの状態などの健康状態を確認させていただきます。
- 投薬依頼書をもとに、薬の用法（薬の種類・服用方法・時間等）を確認させていただきます。

### 4・連絡について

- お子さんの具合が悪くなった場合は、すぐに連絡しますので、お迎えの対応をお願いします。

※ この「投薬の取扱いについて」は、園児が卒園まで大切に保存しておいてください。